

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第卷六十五第
月四年八十和昭

論叢

利子を決定するもの……………文學博士 高田保馬

新經濟論理の一般均衡……………經濟學博士 柴田敬

勤勞能率の障礙とその對策……………經濟學士 大塚一朗

ヒックスの生産理論……………經濟學士 青山秀夫

研究

獨逸第二帝國時代の社會構造と運營……………經濟學士 中川與之助

票據清算制の檢討……………經濟學士 徳永清行

說苑

コルベル以前のコルベルティスム……………經濟學士 河野健二

附錄

彙報

研 究

獨逸第二帝國時代の社會構造と運営

——第一次世界戦争に於ける敗因の一考察——

中 川 與 之 助

は し が き

ナチスはナチス國家を第三帝國 (Das dritte Reich) といひ、之に對してオット大帝によりて建設せられし神聖ローマ帝國を第一帝國 (Das erste Reich) といひ、ビスマルクによりて建設せられしプロシヤ獨逸を第二帝國 (Das zweite Reich) といふ。茲に吾人が第二帝國とよぶはこのナチスの名稱に従ふ。この獨逸第二帝國は第一次世界戦争に於て敗れて崩壊し、次の國家、即ちナチスの所謂中間國家 (der Zwischenstaat) に移つた。何故に第二帝國は敗れたか、そして敗れたる後に何故に第二帝國は再建せられずしてそれが革命せられたのか、そこには國家として根本的に未完成なものがあつたのではなからうか、ナチスは聲高らかに「永遠の獨逸」 (Das ewige Deutschland) を或は「眞の國家」 (Der echte Staat) を建設せんとするものなりと叫ぶ、その言葉の裏にはいふまでもなく今までの即ち彼等の所謂第一帝國も第二帝國も又中間國家も國家として不完全・未完成であつたことが述べられてゐる。

然らばこれら過去の國家は如何なる缺陷をもつてゐたのであるか、新しきナチスはいかなる點をいかやうに超克しようとしつゝあるのか。この問題は新しきナチスの國家理念を正しく理解するにも必要であるのみならず、歐洲文化の過去に對する批判としても極めて興味多きことと考へる。而して吾人は獨逸國家發展の過程に於ける苦難をみるにつけても、我日本の國體の優秀なることを痛感するものなるが、それと同時に種々の迂餘曲折を経ながらも獨逸國家の發展の方向が次第に日本的なものに接近しつゝあることを見出すことは歐洲文化の新生として洵に欣快にたえぬものである。さて吾人は以下かやうな發展過程を辿りつゝある獨逸國家史の一過程としての第二帝國時代を取扱はんとするのであるが、問題の餘りに廣汎に互るを避け専ら社會的構造を中心として取扱ふであらう。

一

第二帝國の建設は政治的には一八七一年普佛戰爭に於ける勝利を契機として全獨逸諸邦を統一せるに始まる。それは普王ウィリアム一世の下に於けるビスマルクの偉業であつたことは餘りにも知られたることである。この獨逸帝國の建設から一九一四年の第一次世界戰爭の勃發に至るまでの約四十年は所謂第二帝國時代である。それは後進國獨逸の經濟が先進國英吉利のそれを正に凌駕せんとし、軍備も充實し、國富も人口も増加し國民の意氣は昂揚せられ、諸國を驚駭せしむるに至つた驚くべき飛躍發展の時代である。ビスマルクが「我等獨逸人は神を恐れる、神以外の何物をも恐れぬ」といつたことは必ずしも宗教的意味に止らずして隆々たる國威の上昇を表現したものである。かくの如き輝しき發展にも拘らず獨逸國家の内部には幾多の未熟なるもの未解決なるものが殘存してゐた。即ち之を一言に要すれば第二帝國は國家としては未完成であつた。社會は不統一と分裂を有し思想

的にも何等國家的に統一せられてゐなかつた。人は屢々第一次世界戦争に於て獨逸は武力戰に於て勝ち經濟戰・思想戰に敗れたといふ。乍併吾人のみる所を以てすれば經濟戰・思想戰に敗るゝが如き場合武力戰に勝つといふことはありえないのである。この意味に於て第一次世界戦争に於ては獨逸の眞の武力が發揮せられなかつたといふべきであらう。これらの苦き經驗に顧みてナチスは眞の文武一體こそ獨逸強化の根本なりとなしてゐるのである。以下吾人は第二帝國時代の政治的構造・社會的構造・文化的構造を各々その運営と共に併せて考察しよう、と考へる。

二

第二帝國時代の政治的構造 之を明にする爲に吾人はその當時の國家の基本構造を述べねばならぬ。第二帝國の國家としての特色はそれは統一國家として漸く生まれればかりであつて未だ傳統や歴史を有せぬこと、しかもその内部は幾多の小邦からなり、それらの小邦が各々可なり大なる範圍に於て封建的獨立と自由を傳承してゐたこと、従つて新しき獨逸帝國は未だ眞の國家的一體をなしてゐなかつたことにある。國家としての傳統や歴史のないことも内部的に完全に融合し切れぬものを有するといふことも、いふまでもなく國家的權威が未だ確立してゐないことを意味し、眞の國家的權威の確立せざることば國民的總力を發揮しえないことを意味するものであらう。吾人はこのことを更に詳述せねばならぬ。

獨逸國家の建設の歴史を姑くナチスの所謂第一帝國時代に遡りて考察すれば、ビスマルク國家の建設まで約九百年、その間幾多の曲折を経てゐる。今その九百年を大別すれば獨逸王オット大帝が九六三年四隣を征服して神聖ローマ皇帝の尊稱をかちえし以來、代々の獨逸王はその尊稱を繼ぎ、かの一八〇五年ナポレオンに敗られて墮

太利皇帝フランシス二世が神聖ローマ皇帝の尊稱を辭するまで約九百年間は神聖ローマ帝國時代といひうるであらう。しかもその九百年間の中、後半の約五百年間はオーストリアのハプスブルグ家が獨逸皇帝權を繼承し來たのである。従つて歴史的傳統からいへば寧ろオーストリアこそ獨逸國家の統一に進むべきであつた。然るにハプスブルグ王家の政治が振はなくなりし所に、十七世紀の初め頃プロシヤ王國が勃興するに至り、オーストリアとプロシヤとが獨逸民族統一といふ大業に就て雌雄を決することとなつた。その間オーストリアは普墺戰爭によりてプロシヤに敗れ又ナポレオンの軍に蹂躪せられ只管没落の過程を辿る一方なりしに、他方、新興プロシヤはナポレオンへの復讐を遂げて維因會議にサクソニヤの大半及びライン兩岸の地を獲、更にその後關稅同盟を作り(一八三三年)それが北獨逸聯邦にまで發展し、一八七一年普佛戰爭に於ける勝利を契機としてオーストリアを除く獨逸民族の糾合としての獨逸帝國の建設にまで漕ぎつけたのである。さて右の如き過程を経てナチスの所謂第二帝國の建設せられたるものゝ、第二帝國は舊き獨逸國家としき永き霸權と傳統とを有せるオーストリアとの鬭争により、且つ兩者の妥協成立せず、遂にオーストリアを除外して爾餘の諸小邦をプロシヤの糾合せたる所謂聯邦國家(Bundesstaat)であり、それらの諸聯邦は各々小さきながらも本き傳統と歴史を有し、新國家から獨立せる權限を留保せるものであつた。

(註一) 一八七一年の憲法によればドイツはドイツ帝國と稱する聯邦國家にして、二十二の君主國及び三つの共和國から、即ち四つの王國(プロシヤ・バウアリア・ザクセン・ヴュルテンベルグ)、六つの大ヘルツォーク領(バーデン・ヘッセン・メクレンブルグ・シレシヤ・ザクセン・ワイマール・メクレンブルグ・ストレリツツ・オルデンブルグ)、五つのヘルツォーク領(ブラウンスビイク・ザクセン・マイニンゲン・ザクセン・アルテンブルグ・ザクセン・コブルタール・ゴータ・アンハルト)、七つの公爵領(シニワルツブルグ・ルドルフシユタット・シニワルツブルグ・ゾーデルス・ハウゼン・ワルデック・舊系ライス・新系ライス・シアウ

ムブルグヒリツペ・リツペ)及び三つの自由市(リニーベック・アレーメン・ハムブルグ)が成立した。これらの國家は聯邦への加入の瞬間からその主權を失つた。「帝國ハ此ノ憲法ノ規定ニ從ヒ前條ノ範圍内ニ於テ立法權ヲ行フ、帝國法律ハ聯邦各國ノ法律ニ優先ス」(第二條)。聯邦のどの國家の市民も帝國の全領土に於て市民權を實現する。帝國監督及び帝國立法の權限に入るものは(1)移住の自由・歸化・市民權及び旅行券に係はる法規、(2)關稅・商業及び租稅に就ての立法(3)度量衡制度・貨幣制度、(4)銀行に關する一般的法規、(5)特許權及び發明、(6)著作權の擁護、(7)ドイツの外國貿易、ドイツの海運業の擁護の組織及び領事職設定、(8)國家防衛と共通の商業との利益の爲に建設された鐵道及び水陸交通路、(9)聯邦の若干の國家にとつて共通な水路による木材浮送と航行、(10)郵便及び電信、(11)裁判判決の相互的執行に關する規則、(12)書類の保證に關する規則、(13)すべての民法・刑法及び訴訟に關する一般的立法、(14)陸海軍の組織、(15)醫療及び家畜醫療警察に關する法規、(16)出版及び結社權に關する法規、その他、一切の對外政策も亦帝國の管轄に屬する。總て殘餘の事項は自分の憲法・王室・議會(地方議會)及び政府を保持せる個々の國家の管理に付せられる。例之、國民教育・教會・行政等之である。尤もこれらの分野でも帝國は立法と法律履行に對する一般的統制をその手に握り執行は個々の國家に委ねられた。猶、帝國は固有の財源として關稅收入・消費稅・郵便收入をその手に收めたが、その他の財源は各小邦に委ねられ、帝國の歲出が歲入を以て充しえざる場合は聯邦の負擔としての分擔金(Markkathetrag)によることとなつてゐた。(第七〇條)又、關稅・煙草稅印紙稅の引上も全部帝國の收入とならず一定額以上は各邦に割當すべきこととなつてゐた。(フランケンシュタイン約款)。その他聯邦の特權は軍事に關しても維持されてゐた。軍隊は平時にも皇帝の命令に従ふ(六三條)のであるが、この軍隊は帝國を構成する各邦から提供される徵募兵制度を基礎としたるものであり軍事行政は各邦の掌中に殘されてゐた。尤も實際には二十五箇國中唯三國(バイエルン・ヴュルテンベルグ・ザクセン)のみがこの聯邦權を行使し、他の諸邦は何れも協定によつてその權利の行使をプロシヤに委ねてゐた。

之を要するにビスマルクの獨逸帝國は獨逸聯邦中の一大強國たるプロシヤが他の諸邦に君臨するに至れるものであり、各小邦が國家(State)としての獨立を維持しつゝ、「聯邦領土及ビソノ領土内ニ行ハル權利ヲ保護シ並ニ獨逸國民ノ安全ヲ保持センタメニ」締結せる「永久ノ同盟」であり所謂聯邦國家(Bundestaat)である。それが國家聯合(Staatenbund)と異り、獨逸帝國には人なる權限が掌握せられたのであるが、しかも各小國家が傳統的な

自己の利益を維持せんとしたこと、各小國家間の利害の衝突並びに聯邦諸國家と獨逸帝國との利害や傳統の問題等が、獨逸帝國の發展途上に於ける病症となりしことは洵にその國家構成の沿革からみて止むをえざるものがあつたといはねばならぬ。

吾人は進んで新しき獨逸帝國の國家精神を檢討したいと考へる。抑も獨逸民族が民族としての自覺をもちその統一を夢むるに至れるは文藝復興に起因するとなすべきであらう。文藝復興は人間への自覺わけても人間の知性への自覺となりて多くの發明發見をもたらし、アメリカ大陸が發見せられ印度航路が開拓せらるゝに及び諸國民の活潑なる國家建設運動となつていつた。獨逸にも亦この新時代の思潮が押しよせて藝術家としてのデューラー・ホルバイン・グリュネーネワルド・クライーナーハ、歴史研究者としてのビルクハイマー、印刷術の發明者グーテンベルグを出した。併し「ゲルマン人を自己に立ち歸らせた」ものはルッターであらうといはれる。ルッターの投じた宗教改革の烽火は不合理なる宗教的獨斷や形式・拘束を排斥して人間的理性・人間的生活の解放の大なる機縁となつたことはいふまでもないが、彼は又聖書を獨逸語に翻譯し、その獨逸語聖書によりてルッターの宗教改革の理想と後に標準獨逸語となつた上部ザクセン語を共に殆ど全獨逸に普及せしむるに至つた。獨逸民族は獨逸語によりて獨逸精神を復興せしむるに至るはまづ茲に始まる。

乍併、ルッターによりて獨逸語と獨逸精神の復興の契機が與へらるゝに至つたといふものの、ルッターによりて投ぜられし宗教改革によりて新舊宗教の大混亂を招來し、それが又政治的分裂・鬭争を激化せしめること前後百二十年に及び、殊にその終期三十年戦後に於て獨逸は全く疲弊し切つてしまつた。然し國民の苦難と失望はその國民を内省に導き深き思索活動を始めしむる。獨逸の内的生活はこの頃より民族統一への夢を抱くに至つた。

固より獨逸民族運動はその後坦々たる一路を進んだわけではなく、洵に波瀾多くルツターの蹶起以來三十年戰爭後ビスマルク國家の建設までには約三百六十年を要してゐるのである。吾人は本論に於てその過程を詳述する邊を有しないが、獨逸民族の民族意識を昂揚せしめ只管獨逸民族の統一的国家への要望を高めしめるに至つたものは佛蘭西大革命に於ける反封建的自由思想の影響並びにナポレオンの歐洲制覇の犠牲となりて獨逸國土が蹂躪された上に略取分割されしこと並びに獨逸民族の佛蘭西軍隊・國家への隸屬化といふ國民的屈辱に起因すると考へる。シュタインの行政改革、シャルンホルスト・グナイゼナウの軍制改革、さてはフイヒテ・ヘーゲル・リスト等の愛國的哲學や經濟政策を生み出したる、フリードリッヒ大王やフリードリッヒ・ウイエルヘルム三世の如き國民的國王の現はれし悉く佛蘭西への復讐又は佛蘭西からの獨立解放といふ國民的希求の具現に外ならぬ。

さて吾人は獨逸の民族的統一の思想の流れをかくの如く概觀したのであるが、ビスマルク國家精神といふ問題の中心に歸らねばならぬ。ビスマルク國家はプロシヤが核心となりて結成せられし國家なるが故にその國家精神はプロシヤ精神であるといふことこそ重要な問題であらう。勿論獨逸國家として舊き傳統を有するものはオーストリアであり、獨逸文化がオーストリアを中心として發展したが故に、プロシヤ文化も亦オーストリア的なものをその地盤にもつてゐることは當然であるが、プロシヤにはプロシヤ特有の近代精神が發展したのであつた。プロシヤ精神の最大の特徴は「權威と力との崇拜」であつた。従つてそこには嚴格なる規律と統制が行はれ義務の感情と服従の精神が組織的に養はれてゐた。プロシヤが尙武の國となり優秀なる官僚と軍人の國となつていつたことはいふまでもない。更にプロシヤは歴史と傳統を重んじ獨逸的なるものを尊重し出来るだけ外國的なるものを抑へんとした。蓋し、プロシヤの爲めにも幾百年獨逸民族の夢みし獨逸國家の統一の爲めにも、プロシヤを

強化することが何よりの急務であつた。それはホーエンツォルン家の微々たる大名からブランデンブルグの邊疆伯及び選帝侯となり、ついでプロイセンの君公となるまでの苦難の歴史を顧みても、虎視眈々たるフランス・イギリスその他四隣の情勢からみても、又現に既に併合したる國々の地理的・人種的に多種多様なをみても、更には又プロシヤの社會的階層の中核をなしてゐる地方貴族ユンカーとの結合の爲めにも、やむをえざるものがあつたであらう。勿論新興プロシヤを指導したフリードリッヒ二世にしてもビスマルクにしても現實的な政策の實踐者であり、尙武一點張りではなく堅牢にして柔軟、傳統を重んずると共に革新をも採り權威を示すと共に他方必要とあれば寛容を示すにも吝かではなかつた。併しプロシヤ思想の主相が封建的・傳統的・權力的であつたことは否めないことであつた。ビスマルクが「ドイツにとつて緊要なものはプロイセンの自由主義ではなくプロイセンの力である。……大問題を決定するのは演説や投票ではない。……それは鐵と血によつて決定されるのだ」といつた言葉その他それに類した言葉によつても察せられるだらう。フリードリッヒ二世も神權君主制を信じ民主主義を排した。吾人が當時のプロシヤ國家精神を検討する場合に何ら國家理念が確立してゐないことを發見する。プロシヤが獨逸民族の統一國家を建設すると自負しながらも、幾百年獨逸民族の描いた理念としての國家があらはれてゐない。國家と國民との關係は封建的な服從支配の關係にして、民族的血の保護・精神の保護・生活の保護——之を一言にすれば獨逸民族的なるもの、國家的自覺が充分になされてゐない。吾人は等しく近代國家建設となつた我日本の明治維新にあらはれし國家精神と之を比較して餘りにもその差の大なるに驚くのである。而も亦プロシヤが獨逸帝國を建設したのは多年に互つて示した武力と關稅同盟の如き經濟的組織力とによれるものにして、プロシヤ王家が獨逸帝國の建設者となるべき傳統的或は血統的又は道義的自然性又は必然性

をみ出し難いのである。これ獨逸が第一次世界大戰に敗るゝと共にわけもなくプロシヤ國家もホーヘンツォルレン家の崩壊し去つた所以であらう。ナチスが獨逸國家の弱點を國體の不完全及び國家精神の未確立にありとなすに至つたのも、第二帝國のかくの如き果なき倒壊に顧みるものでなければならぬ。要するに第二帝國の國家精神はホーヘンツォルレン王家の精神であり北獨逸プロシヤの精神であり、そこにはオーストリア精神と相容れぬもの、南獨逸精神と融和し難きものがあり、未だ以て獨逸民族を眞に統一する國家精神ではなかつた。權力組織や現實主義的なその運営に就ては完璧を期せられたが未だ人爲國家 (Kunststaat) であつて民族國家 (Volkstaat) になり切つてゐなかつたといはれるのも必ずしも不當ならざるものがあつた。このことはナチスも亦認めてゐる所である。さてかやうな國體と國家精神をもつ獨逸帝國を運営する機關として帝國議會 (Reichstag) と、聯邦參議會 (Bundesrat) があつた。後者こそ新國家を特色付ける重要なものである。是に就て簡單に説明せんに、それは聯邦主義に基く集會にして各君侯が之に代理者を派遣した。全議席五十八に對してプロシヤは十七を有し、こゝに於ける三分の二は帝國政府の意志を阻止することをえた、立法・司法・行政を自由にし帝國豫算を定め帝國と各聯邦の紛議を調停し財政を調整し皇帝と共に宣戰を布告し帝國議會を解散し外交に容喙することが出來た。更に又それは各邦裁判所の上に帝國最高法院を構成し帝國政府と協同して憲法の改正に當ることも出來た。之は正しく帝國至上權の中に合流した聯邦主權の現實的表現に外ならぬ。この聯邦參議會に於てプロシヤが特に大なる權力を有してゐて新國家のプロシヤ化に有利ではあつたが、しかもプロシヤと各聯邦と間の複雑なる關係を察すべきであらう。

吾人は進みて第二帝國時代の社會的構造の検討に移らう。

第二帝國時代は之を獨逸自由主義又は資本主義の時代なりといひうるであらう。併し乍ら獨逸自由主義・資本主義は第二帝國の建設によりて始めて生まれたものに非ずして、フランス革命の生んだその思想はつとに獨逸に流れ込み十八世紀にはゲーテ・シラー・ライブニッツ・プッフENDORF等の如き近代的思想の先驅者を出した。

經濟は當時は中世的なものに止つてゐたが、一八三〇年の第二次フランス革命は獨逸諸邦に自由主義憲法を採用せしめ、經濟的にも獨逸は農業國から工業國へ移らんとするに至つた。それは種々の事情の結果なるが、蒸汽機關・鐵道・紡績機械・織機等世界を變革したる諸發明、化學・物理學上の諸發見等に負ふこといふまでもない。加之、英吉利から自由貿易論が大陸に侵入して獨逸經濟を刺戟したること、獨逸諸邦の間にプロシヤによりて關稅同盟の締結せられたこと交通の急速なる發達等が又甚大なる効果を及ぼしたといはねばならぬ。さて關稅同盟が北獨逸聯邦に更に三轉して獨逸帝國となるに及びて獨逸經濟は強力なる國權の指導の下に計畫的に發展せしめらるゝに至つた。新しき獨逸帝國の經濟的基礎は先に述べし如く既に關稅同盟に於て準備されてゐたが、帝國となるや全領土に互る通商法規を統一して人と商品の移動を自由にし更に通貨制度を統一するに至つた。ライヒの設立當時獨逸は七つの通貨地域に分れ更に相互に全く無關係な三十二の發券銀行があり全然異なる法規の下に發券活動をなしてゐた。かくの如き混沌たる通貨制度を帝國は統一し、然も、從來の銀本位を金本位に代ふるに至つた。新帝國は又各邦毎に相違せし度量衡をメートル法に統一し郵便をライヒの事業となし(バウアリアとユルテムを除く)、發券銀行法(一八七五年)によりて中央銀行としての帝國銀行(Reichsbank)を設け、商標保護法・著作権・特許權法を作り(一八七四―七七年)又、一八七三年から七八年に互りて多くの私設鐵道が國有に移され、プロシ

ヤ財政を有利にしたるのみならず交通の大なる發展を促した。普佛戰爭に勝利をえた結果合併したアルサスとロレンと、加之、佛蘭西から收めた五十億法の賠償金が新興獨逸の經濟の發展を助けたることの大なるはいふまでもない。さてかくの如くして獨逸經濟は發展し獨逸國民は「前例のない繁榮と政治的權權と經濟的膨張を愉しむ」に至つたのであるが、その新しき社會には多くの新しき問題が醸成されていつた。その新しき問題とは(一)人口の都市集中の問題、(二)猶太人の勢力擡頭の問題、(三)資本家と勞働者との階級的問題並びに社會主義運動、(四)政治的諸黨派の對立の問題等が之である。

(一)人口の都市集中の問題 獨逸の人口は一八七一年以來素晴しく發展し一九一四年までに四千萬人から六千九百萬人に上つた。この期間に於ける都市の發展は目覺しく人口十萬以上の都市は一八七一年には八を數ふるが一九一四年には實に四十八に上つてゐる。而して農民の全人口に對する割合は以前は七六%なりしが今や五〇%に低下した。カツセルは獨逸の農業工業その他・商業及び交通業人口の一八八二年・一八九五年・一九〇七年分を詳細に検討して、一八八二年から八九年にかけて約三百五十萬人が農業を去り、一八九五年から一九〇七年までには四百三十七萬人が農業を去つた。前者は年々に平均すると二十七萬人、後者は三十六萬五千人に上ると報告してゐる。更にスチュディンライターによれば獨逸人口の都市集中は左の如くである。

年	大都市	住民(百萬人單位)	帝國住民に對する%
一八七一	八	一、九六	四・八
一八八〇	一四	三、七七	七・二
一八九〇	二四	五、九九	一二・一
一九〇〇	三五	九、一二	一六・二

1) 拙著、ナチス勞働政策の研究、頁. 2612

2) 新獨逸國家大系、第二卷、頁. 416

右の如き都市の膨張は離村せる農民によりてなされたるものなるがこの外、一八四〇年から第一次世界大戦までに五百萬の獨逸人が海外に移住したといはれる。さて農民の都市集中は種々の原因例之、新興工業又は自由貿易による外國農産物移入による不利壓迫、農民の都市文化への憧憬或は屢々指摘せらるゝ如くに獨逸民族の移動性(Wanderung)等々にもよるのであるが、兎も角かゝる人口の都市集中は獨逸社會の大なる變化を齎らすには居らなかつた。即ち都市化した人口の出産率は農村のそれに比して低きために獨逸人口の發展を阻止したこと、都市の過大膨張は都市をして社會問題の酵母たらしむるに至れること、更には都市民化するによりて人々は理智的・批判的となり爲めに國民の傳統的精神や信條が失はれたこと等がそれである。殊に農村に残れる農民のみを以てしては獨逸國民の榮養が供給しえられなくなつたといふことは、獨逸社會に危機を胎ましたものといはねばならぬ。營利主義の下に自由に放任する場合農村と農民とは都市と都市民とに壓迫せられてゆくことは明瞭なるにも拘らず、獨逸帝國は都鄙の均衡に就ての根本的對策を樹てえなかつた。新政府が資本家階級と地方貴族のためであつたとの批難は、之を民族全體的にみても甘受しなければならぬであらう。

(二) 猶太人の勢力擡頭の問題* 抑も猶太人の歐洲に於ける擡頭はフランス革命を契機とする。かの革命の標語「自由・平等・博愛」も猶太人の操れるフリーメイソンから起つたといはれる。フランス革命は西歐の猶太人を解放したのである。フランスに於けるこの猶太人の解放がナポレオン戦争を通じて獨逸にも及ぼさることとなり、時の爲政者の猶太人利用策と結びて獨逸猶太人勃興の第一歩が始つた。これより獨逸帝國成立頃までに於ける猶太人問題の發展史は茲に詳説する餘裕を有しないが、フランス大改革につぐフランス七月革命・フランス二

* 本項は菅原憲著、獨逸に於ける猶太人問題に主としてよい四王天建孝著猶太思想及運動を參考す。

月革命の影響をうける毎に猶太人に對する壓迫は緩められ、猶太人は基督教徒獨逸人との不平等の權利を望んで一路鬪争を續けた。かくする中にプロシヤを中心としての逸獨統一の準備も進められていつたのであるが、猶太人は獨逸統一に就てはプロシヤを援助し、一八六四年の丁抹戦争・一八六六年の普墺戦争にも多く従軍し、リーサー・シュノン・バルベルガーの如きは獨逸建設の上に絶大なる貢獻をなしてゐる。さて獨逸統一の大立物ビスマルクが一八六二年プロシヤの宰相となつたが、彼はこの頃から青年時代の反猶的態度を改めて猶太人の勢力を利用せんとするの政策から猶太人の移住・職業・その他身分上・宗教上の差別を撤廢し、一八六九年に「宗教上信條ノ相違ニヨリ市民的並ニ國民的權利ノ上ニ加ヘラレ、今尙存スル一切ノ制限ヲ撤廢ス、殊ニ公共團體ノ議員及ビ公吏ノ就職ニアツテハ宗教的信條ニ關係スルコトナン」といふ猶太人解放の法律を公布した。この法律は一八七一年の獨逸帝國憲法にも採録せられた。幾百年間葛藤紛糾を續けた獨逸に於ける猶太人問題は政治的に解決せられ、爾來この法律がナチスの「アリアン人の立法」によりて撤廢せらるゝまで六十年間獨逸猶太人を獨逸市民として法律上政治上平等に取扱はしむるに至つたのである。洵にビスマルクこそ獨逸に於ける猶太人解放の全責任者である。併しビスマルクは理論的・思想的にかゝる親猶政策に出でたるに非ずして、獨逸帝國の建設といふ實際的・現實的立場から之を採つたものであるといはれる。吾人は獨逸帝國建設當時既に猶太人を敵にし難きまでに猶太人の潜勢力の存したことを認めねばならぬ。さて一八六九年の法律の公布せらるゝや波蘭・露西亞・墺太利・匈牙利・羅馬尼等から猶太人が多數獨逸に流れ來り、獨逸は中歐に於ける彼等の樂土となつた。猶太人に對する政治的解決はビスマルクによりてなされたもの國內に於ける反猶運動はその後もたゆることなく、殊に猶太人の勢力が經濟上・政治上に著しくなるにつけて燃え上つていつた。^(註二)反猶論の根據は人々によりて異なるが之を

(註二) 一六八九年の法律公布以來獨逸の猶太人は激増してゐる。柏林では猶太人が一八四〇年六、四五六人(總人口の二%)一八七一年には三六、〇二〇人(總人口の四・四%)、ケルンでは同期間に六一五人から三、一七二人(總人口の〇・九%より二五%)に上り、その他・プレスラウ・フランクフルト・アム・マイン・ハンブルク・ドレスデン・ハノーヴァー・ミュンヘンまでその間二倍乃至三倍に上つた。

總括すれば、猶太人は宗教的に且つ人種的に獨逸化しない、「一國中に更に一國をなす」、特殊の國民性の承認を要求してやまぬ、一切の同權を要求する態度は「家王民族」に對する尊敬を忘れたものである。西歐に於ける猶太人の數は少いが獨逸のそれは多く且つ激増の傾向がありかれらの子孫の勢力怖るべきものがある等々である。之に對して猶太人側或は猶太人側に好意をもつ基督教徒獨逸人側からの反駁も盛んに行はれた。反駁論にも色々あるが猶太人は同化に努めてゐる。各民族は各特質を有す之を抹殺する權利は他民族にない。タルムードその他經典に非基督教教的なものがあるとなすは誤解なり、帝國内の民族的對立は不利なり、猶太人に對する反感は成上り者に對する嫉視反感殊に獨逸資本家又は貴族地主のそれである等々であるが、この對立論争は議論そのものとしては解決しうべくもないものであるが故にそのまゝの情勢が永く續くの外なかつた。さて猶太人の發展は反猶運動の影響をうけて一八八〇年代にはやゝ抑へられた如くなるが、然るにも拘らず絶對數に於ては斷えず増加し殊に大都市に於てそれが甚だしくその職業もあらゆる方面にのび猶太人の教育上も著しく進歩した。(註三)

(註三) 一八九五年全獨猶太人の職業別調査によれば商業三一萬三、製造業一二萬八、自由職業及び公共業三萬七、無職八萬農業〇萬五七、僕婢〇萬一八九にして之が割合を百分率にすれば商業以下順を逐へば五五%、二二%、六五%、一四%、一%、〇三%にして商業は極めて多く、次は工場・工業家内工業的製産に従事するものにして之は多くは資本家、或は工場經營者である。農業従事者の極めて少いことは注意せらるべきことである。基督教徒では全職業者の二割四分は農業者なるに猶太人の場合は僅かに一%である。自由職業者とは辯護士・醫師・記者・教師等を包括す。

解放の法律公布以來猶太人の子弟にして學校に入學するもの次第に増加し、プロシヤでは基督教徒の學童は九四%まで小學校卒業で満足するのに猶太人の場合は半数以上上級の學校へ進み、一八九五年プロシヤの大學生中猶太人は一〇%に上つてゐると報ぜられてゐる。

猶太人はかくの如く經濟的・文化的にそして又當然に政治的に進出するに至つたのであるが、人種的にも獨逸人に危機を感じしむるに至れるは猶太人と獨逸人との混血の多く行はれて來たことである。一八八〇年までは猶太人の結婚中プロシヤ人とのそれは一〇に對する一なりしが、一八九九年には五に對する一に増加した。二十世紀に入るに及びて反猶運動が民族的人種的色彩を強くするに至れるは獨逸人に於ける猶太人問題をいよいよ複雑深刻なるものならしめた。反猶運動は益々擴大しそれに應じて猶太人は浸透せる社會的勢力によりて愈々平等對策の社會的權利を要求したが、その容れらるべくもなきをみて、彼等はこの上は最早自己防禦の外手段となし一九〇四年には「獨逸猶太人の聯合」を結成して積極的に社會的防禦の闘争を開始するに至つた。第一次世界戦争はかくの如き社會的對立と葛藤をもち續け乍ら開始せられたのである。

むすび

吾人は獨逸第二帝國時代の社會的構造を眺め來たつたのであるが、多く論述すべきものを残しつゝ豫定の紙數を費してしまつた。残されたる部分は改めて補足することゝして一旦擱筆することを許されたいと思ふ。以上述べたる所のみによるも、獨逸第二帝國時代の社會構造と運営には根本的な缺陷の存してゐたことを知らねばならぬ。